

# 平成26年度「厚生労働科学研究委託事業（「顧みられない動物由来感染症」の対策及び検査法・治療法の確立に関する研究）」に係る仕様書

## 1. 事業名

平成26年度「厚生労働科学研究委託事業（「顧みられない動物由来感染症」の対策及び検査法・治療法の確立に関する研究）」

## 2. 事業の目的

国内外で発生しており、公衆衛生上重要ではあるが、これまで、診断検査・予防法（ワクチン等）の開発や疫学調査の実施など、効果的な対策を講じるために不可欠な研究が十分に行われていない「顧みられない動物由来感染症」について、その対策及び検査法・治療法を確立する。

## 3. 事業の概要等

(1) 国内外で発生しているが、いまだ検査法や治療法等が確立されていない動物由来感染症について、以下の研究を行う：

- 病原体の分子疫学的解析
- 病原性の解析
- 検査診断法の開発
- 治療法の確立
- ワクチン・抗ウイルス薬等の開発のための基礎研究

(2) 実施に当たっては、若手研究者育成のため、国内の研究者が海外で感染症の研究を行い、また、海外の研究者を日本に受け入れ、技術指導等を行うなど、若手研究者の人材育成を図るものとする。

(3) 研究の過程で、医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他の何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全に直接係わる危険情報を得た場合には、厚生労働省健康局結核感染症課へ通報する。

## 4. 予算額

1 課題当たり上限 40,000 千円

## 5. 実施期間

契約日から平成27年3月31日（火）までとする。

## 6. 成果物

研究報告書 10 部（A4 版）

## 7. 納入期限

平成27年3月31日

## 8. 納入場所

東京都千代田区霞が関 1-2-2 厚生労働省健康局結核感染症課

## 9. 採択基準

応募された研究計画について、以下の観点に基づき審査する

ア 専門的・学術的観点

(ア) 研究の厚生労働科学分野における発展性

(イ) 研究の独創性・新規性

(ウ) 研究計画の実現性・効率性

(エ) 研究者の資質、施設的能力

イ 行政的な観点（政策等への活用可能性）

ウ 効率的・効果的な運営確保の観点

エ 総合的観点

## 10. 委託契約の締結

本事業においては、採択された者と厚生労働省が委託契約を締結するものとする。

## 11. 再委託について

再委託については、以下のとおり取り扱うこと。

ア 契約に関する事業の全部を一括して再委託することは禁止。

イ 総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分の再委託は禁止。

ウ 契約に関する事業の一部を再委託する場合、「再委託に関する承認申請書」が必要。

エ 契約に関する事業の一部を再委託する場合は、原則、契約額の1/2未満。

オ 再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負う。

## 12. その他

本仕様書について疑義が生じた場合は、厚生労働省健康局結核感染症課に照会すること。

また、本仕様書に記載されていない事項等については、厚生労働省健康局結核感染症課と協議の上、決定する。

# 平成26年度「厚生労働科学研究委託事業（百日咳の発生実態の解明及び新たな百日咳ワクチンの開発に資する研究）」に係る仕様書

## 1. 事業名

平成26年度「厚生労働科学研究委託事業（百日咳の発生実態の解明及び新たな百日咳ワクチンの開発に資する研究）」

## 2. 事業の目的

百日咳菌感染症は、昭和25年から定期的予防接種に百日咳ワクチンが導入されたことにより、その罹患数は大きく減少が見られてきたところである。

しかし、副反応の発生頻度を軽減するために無菌体ワクチンが昭和56年に導入されたこと等から、近年では、諸外国を含めて、学童期以降の年齢において百日咳症例の割合が増加し、それに伴う重症化を伴う乳児症例があるとする調査結果がある。一方で、学童期以降の百日咳は、主症状である慢性咳嗽は非特異的であり、また診断方法が確立していないこと等から正確に百日咳の疾病負荷を評価することに困難を伴う。

今後、思春期における百日咳ワクチンを接種することによる有効性や必要性等を評価するため、今後、百日咳の疾病負荷について正確に把握することが重要となる。

そのため、国内の医療機関で発生した百日咳について、正確な診断方法に基づいたサーベイランスを行い、感染経路も含めた解析を実施する研究班を公募する。

## 3. 事業の概要等

(1) 百日咳菌の感染による疾病負担を評価するため以下の研究を行う：

- 百日咳感染症による重症症例等の発生動向調査
- 感染経路等の疫学情報の把握
- 検査診断法の開発及び確立
- ワクチン等の開発に関する基礎研究
- 効率的かつ効果的なワクチン接種方法に関する評価

(2) 実施に当たっては、若手研究者育成のため、国内の研究者が海外で感染症の研究を行い、また、海外の研究者を日本に受け入れ、技術指導等を行うなど、若手研究者の人材育成を図るものとする。

(3) 研究の過程で、医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他の何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全に直接係わる危険情報を得た場合には、厚生労働省健康局結核感染症課へ通報する。

## 4. 予算額

1 課題当たり上限10,000千円

## 5. 実施期間

契約日から平成27年3月31日（火）までとする。

## 6. 成果物

研究報告書10部（A4版）

## 7. 納入期限

平成27年3月31日

## 8. 納入場所

東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省健康局結核感染症課

## 9. 採択基準

応募された研究計画について、以下の観点に基づき審査する

ア 専門的・学術的観点

（ア）研究の厚生労働科学分野における発展性

（イ）研究の独創性・新規性

（ウ）研究計画の実現性・効率性

（エ）研究者の資質、施設の能力

イ 行政的な観点（政策等への活用可能性）

ウ 効率的・効果的な運営確保の観点

エ 総合的観点

## 10. 委託契約の締結

本事業においては、採択された者と厚生労働省が委託契約を締結するものとする。

### 11. 再委託について

再委託については、以下のとおり取り扱うこと。

ア 契約に関する事業の全部を一括して再委託することは禁止。

イ 総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分の再委託は禁止。

ウ 契約に関する事業の一部を再委託する場合、「再委託に関する承認申請書」が必要。

エ 契約に関する事業の一部を再委託する場合は、原則、契約額の1/2未満。

オ 再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負う。

### 12. その他

本仕様書について疑義が生じた場合は、厚生労働省健康局結核感染症課に照会すること。

また、本仕様書に記載されていない事項等については、厚生労働省健康局結核感染症課と協議の上、決定する。

# 平成26年度「厚生労働科学研究委託事業（新型インフルエンザに対する治療の標準化法の開発等に関する研究）」に係る仕様書

## 1. 事業名

平成26年度「厚生労働科学研究委託事業（新型インフルエンザに対する治療の標準化法の開発等に関する研究）」

## 2. 事業の目的

新型インフルエンザ等対策政府行動計画において、国は、都道府県等と連携しながら、相互に医療従事者等に対し、新型インフルエンザ等の国内発生を想定した研修や訓練を行うことが規定されており、これまでも様々な研修や訓練が実施されてきた。本事業は、新型インフルエンザ発生時の医療従事者による治療法の標準化を行うとともに、医療従事者が国や都道府県等と情報共有等を適切に行い連携を強化するための、ワークショップ形式の研修・訓練ツールを新たに開発することを目的とする。

## 3. 事業の概要等

新型インフルエンザ発生時の医療従事者による治療法の標準化を行うとともに、医療従事者が国や都道府県等と情報共有や連携を強化するための、ワークショップ形式の研修・訓練ツールの開発を行う。開発の過程で、研修・訓練ツールを用いた研修・訓練を試験的に行い、その結果を踏まえた改修を行う。

## 4. 予算額

1 課題当たり上限 10,000 千円

## 5. 実施期間

契約日から平成27年3月31日（火）までとする。

## 6. 成果物

研究報告書 10 部（A4 版）

## 7. 納入期限

平成27年3月31日

## 8. 納入場所

東京都千代田区霞が関 1-2-2 厚生労働省健康局結核感染症課

## 9. 採択基準

応募された研究計画について、以下の観点に基づき審査する

ア 専門的・学術的観点

(ア) 研究の厚生労働科学分野における発展性

(イ) 研究の独創性・新規性

(ウ) 研究計画の実現性・効率性

(エ) 研究者の資質、施設的能力

イ 行政的な観点（政策等への活用可能性）

ウ 効率的・効果的な運営確保の観点

エ 総合的観点

## 10. 委託契約の締結

本事業においては、採択された者と厚生労働省が委託契約を締結するものとする。

### 11. 再委託について

再委託については、以下のとおり取り扱うこと。

ア 契約に関する事業の全部を一括して再委託することは禁止。

イ 総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分の再委託は禁止。

ウ 契約に関する事業の一部を再委託する場合、「再委託に関する承認申請書」が必要。

エ 契約に関する事業の一部を再委託する場合は、原則、契約額の1/2未満。

オ 再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負う。

### 12. その他

本仕様書について疑義が生じた場合は、厚生労働省健康局結核感染症課に照会すること。

また、本仕様書に記載されていない事項等については、厚生労働省健康局結核感染症課と協議の上、決定する。

# 平成26年度「厚生労働科学研究委託事業（バイオセキュリティの向上に資する基盤的研究）」に係る仕様書

## 1. 事業名

平成26年度「厚生労働科学研究委託事業（バイオセキュリティの向上に資する基盤的研究）」

## 2. 事業の目的

国内外における生物テロ等に関する事例や、諸外国の対策等に関する網羅的な情報収集・分析を実施した上で、天然痘、ペスト、炭疽及び鼻疽等の生物テロ等で使用されうる危険性の高い病原体に関するサーベイランス体制や、迅速かつ精度の高い診断法や治療法等の在り方について調査・分析を行い、バイオセキュリティにおいて優先的に開発すべき診断薬や治療薬等を絞り込み、新規の診断薬や治療薬等の開発に繋げることを目的とする。

## 3. 事業の概要等

- (1) 国内外における生物テロ等に関する事例や、諸外国の対策等に関する網羅的な情報収集・分析を行う。
- (2) 天然痘、ペスト、炭疽及び鼻疽等の生物テロ等で使用されうる危険性の高い病原体に関するサーベイランス体制や、迅速かつ精度の高い診断法や治療法等の在り方について調査・分析を行う。
- (3) バイオセキュリティにおいて優先的に開発すべき診断薬や治療薬等を絞り込む。
- (4) これらの病原体への対策に関する知見を多く有する先進各国との連携も重要であることから、欧米諸国の研究機関との共同研究を実施する課題を優先的に採択する。

## 4. 予算額

1 課題当たり上限 18,000 千円

## 5. 実施期間

契約日から平成27年3月31日（火）までとする。

## 6. 成果物

研究報告書 10 部（A4 版）

## 7. 納入期限

平成27年3月31日

## 8. 納入場所

東京都千代田区霞が関 1-2-2 厚生労働省健康局結核感染症課

## 9. 採択基準

応募された研究計画について、以下の観点に基づき審査する

ア 専門的・学術的観点

(ア) 研究の厚生労働科学分野における発展性

(イ) 研究の独創性・新規性

(ウ) 研究計画の実現性・効率性

(エ) 研究者の資質、施設の能力

イ 行政的な観点（政策等への活用可能性）

ウ 効率的・効果的な運営確保の観点

エ 総合的観点

## 10. 委託契約の締結

本事業においては、採択された者と厚生労働省が委託契約を締結するものとする。

## 11. 再委託について

再委託については、以下のとおり取り扱うこと。

ア 契約に関する事業の全部を一括して再委託することは禁止。

イ 総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分の再委託は禁止。

ウ 契約に関する事業の一部を再委託する場合、「再委託に関する承認申請書」が必要。

エ 契約に関する事業の一部を再委託する場合は、原則、契約額の1/2未満。

オ 再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負う。

## 12. その他

本仕様書について疑義が生じた場合は、厚生労働省健康局結核感染症課に照会すること。

また、本仕様書に記載されていない事項等については、厚生労働省健康局結核感染症課と協議の上、決定する。

# 平成26年度「厚生労働科学研究委託事業（梅毒の新たな検査手法の開発等に関する研究）」に係る仕様書

## 1. 事業名

平成26年度「厚生労働科学研究委託事業（梅毒の新たな検査手法の開発等に関する研究）」

## 2. 事業の目的

梅毒の発生動向については、昭和23年の性病予防法に基づく全数届けに始まり、現在は平成11年より感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により医師に全数届けが義務付けられるところであるが、近年、報告数の増加が指摘されている。また、近年は男性間性交渉者(MSM: Men who have sex with men)のコミュニティーの内等での感染伝播が増加している可能性が指摘されている。

これらの状況に鑑み、梅毒の診断は主に血清学的検査により行われているところであるが、特定の集団間において、感染源となる潰瘍性病変をより早期に捉え、病原体を同定し、正確な診断に結びつけることにより、梅毒の病態や疫学情報等の理解を深め、より有効な感染対策に結びつけることが求められる。

そのため、国内における医療機関で発生した梅毒について、早期の診断方法に関する検討（潰瘍性病変を対象とした梅毒トレポネーマ核酸検査法（LAMP法、real-time PCR法、PCR法））及び感染対策に資する梅毒の疫学的な特徴について解析等を実施する研究班を公募する。

## 3. 事業の概要等

(1) 梅毒の感染について評価するため以下の研究を行う：

- 梅毒感染症における早期診断のための検査診断法の開発及び確立
- 感染経路や感染のリスク等の疫学情報の把握
- 感染リスクの高い集団における効果的かつ効率的な感染予防対策の検討

(2) 実施に当たっては、若手研究者育成のため、国内の研究者が海外で感染症の研究を行い、また、海外の研究者を日本に受け入れ、技術指導等を行うなど、若手研究者の人材育成を図るものとする。

(3) 研究の過程で、医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他の何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全に直接係わる危険情報を得た場合には、厚生労働省健康局結核感染症課へ通報する。

## 4. 予算額

1 課題当たり上限 10,000 千円

## 5. 実施期間

契約日から平成27年3月31日（火）までとする。

## 6. 成果物

研究報告書10部（A4版）

## 7. 納入期限

平成27年3月31日

## 8. 納入場所

東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省健康局結核感染症課

## 9. 採択基準

応募された研究計画について、以下の観点に基づき審査する

ア 専門的・学術的観点

（ア）研究の厚生労働科学分野における発展性

（イ）研究の独創性・新規性

（ウ）研究計画の実現性・効率性

（エ）研究者の資質、施設の能力

イ 行政的な観点（政策等への活用可能性）

ウ 効率的・効果的な運営確保の観点

エ 総合的観点

## 10. 委託契約の締結

本事業においては、採択された者と厚生労働省が委託契約を締結するものとする。

## 11. 再委託について

再委託については、以下のとおり取り扱うこと。

ア 契約に関する事業の全部を一括して再委託することは禁止。

イ 総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分の再委託は禁止。

ウ 契約に関する事業の一部を再委託する場合、「再委託に関する承認申請書」が必要。

エ 契約に関する事業の一部を再委託する場合は、原則、契約額の1/2未満。

オ 再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負う。

## 12. その他

本仕様書について疑義が生じた場合は、厚生労働省健康局結核感染症課に照会すること。

また、本仕様書に記載されていない事項等については、厚生労働省健康局結核感染症課と協議の上、決定する。